



令和6年度

粕屋町教育委員会の点検及び評価報告書

令和7年3月

粕屋町教育委員会

目 次

* 目次

* はじめに

1 点検及び評価の実施方針について

2 粕屋町教育委員会の活動状況について

(1) 教育委員会の概要

(2) 教育委員会の今年度の主な活動実績

3 施策と取組状況及び評価

I これからの未来を力強く生きる子どもの育成

II 学校と地域が連携し健全な子どもの育成

III 生涯にわたって、心身健康な生活が送れる社会の構築

IV 郷土の歴史や、伝統・文化を尊重し、継承する社会の実現

V 人権と平和を尊重する意思と実践力の高揚を図る地域社会の確立

* 粕屋町教育委員会の点検及び評価実施要綱

は じ め に

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成１９年法律第９７号）が平成１９年６月２７日に公布され、同法第２７条に教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の条項が追加されました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第２７条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２ 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

この改正は、全国の市町村教育委員会の活動の充実と市町村民に対する説明責任を果たすことが目的とされています。

具体的にはこの改正により、教育委員会は、平成２０年度から事務の管理や執行状況について点検及び評価を実施し、議会へ報告するとともに公表することが明文化されました。

これを受け、粕屋町教育委員会では、毎年、「粕屋町教育行政の目標と主要施策」をもとに点検・評価を実施しています。

この点検・評価をもとに、教育委員会の活性化及び町民に信頼される教育行政の充実に努めてまいります。

1 点検及び評価の実施方針について

(1) 点検及び評価の目的

- ① 粕屋町教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、その事業の目的と課題や取組の方向性を明らかにすることで、効果的な教育行政のより一層の推進を図る。
- ② 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することにより、住民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進する。

(2) 点検及び評価の対象

「粕屋町教育行政の施策要綱」に定める主要施策

(3) 点検及び評価の実施方法

- ① 点検及び評価は、施策・事業の進捗状況を総括するとともに、その事業の目的と課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- ② 教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を粕屋町議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。
- ③ 評価は【 5 大変効果が上がっている、4 効果が上がっている、 3 概ね効果が上がっている、 2 あまり効果が上がっていない、 1 改善の必要がある 】の5段階で表す。

2 粕屋町教育委員会の活動状況について

(1) 教育委員会の概要

① 教育委員会の位置づけ

粕屋町教育委員会は、町長から独立した執行機関として位置づけられ、町の教育行政における重要事項や基本方針は、町長が議会の同意を得て任命した教育長及び4名の教育委員で組織する教育委員会において決定され、教育長の統括の下に教育委員会の事務局が具体的事務を執行している。なお、平成20年度から事務局に指導主事が配置された。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

② 教育委員会の所管事務

粕屋町教育委員会には、学校教育・社会教育・学術・文化・スポーツ等に関する事務を担当する機関として学校教育課、社会教育課、学校給食共同調

理場が設置されている。（粕屋町教育委員会事務局組織及び事務処理に関する規則）

③ 教育委員の職務

教育委員は、教育長が招集する教育委員会会議に出席し、教育行政に関する重要事項等の審議を行うほか、教育現場の視察、意見・要望等の聴取、教育関係の各種行事への出席、委員研修会（勉強会）等を行っている。こうした活動を通して、教育における政治的中立性及び継続性・安定性を確保するとともに、広く町民の意向を反映した責任ある教育行政の執行に努めている。

④ 教育委員会の構成

平成20年度から教育委員のうち保護者代表を選任し、粕屋町教育委員会は5名で構成されている。任期は4年〔教育長は町長が任命し、議会の同意を得る。任期は3年〕（平成27年4月1日改正施行 地方教育行政の組織及び運営に関する法律）。

（2）教育委員会の今年度の主な活動実績

① 教育委員会会議の実施

原則、定例委員会は毎月1回、また、臨時委員会は必要に応じて開催し、教育行政に関する重要事項等を適切に審議した。

定例委員会…12回

臨時委員会…2回

（審議事項32件、報告事項112件、その他連絡86件）

② 学校訪問

粕屋東中学校で実施した。

③ 小・中学校入学式

式の内容を精選して、開催した。

④ 小・中学校卒業式

式の内容を精選して、実施した。

⑤ 成人20歳のつどい（成人式）

町執行部と教育委員代表1名にて、式典への参加を行った。

⑥ 一覧

月	日	用件	用務先	分類
4	1	教職員着任式、赴任式	かすやフォーラム	式典
	4	分館役員会議	サンレイクかすや	会議
	6	文化協会総会	サンレイクかすや	式典

月	日	用件	用務先	分類
	10	中学校 入学式	中学校 2 校	式典
	11	小学校 入学式	小学校 4 校	式典
	12	幼稚園 入園式	幼稚園 4 園	式典
	19	第 12 回粕屋町文化財調査指導委員会	粕屋フォーラム	会議
	19	粕屋町スポーツ協会総会	サンレイクかすや	式典
	25	4月定例教育委員会	粕屋町役場	教育委員会
5	9	第1回教育支援委員会	粕屋町役場	会議
	11	阿恵官衙遺跡現地説明会	阿恵官衙遺跡	行事
	18	中学校 体育祭	各学校	発表会
	23	人権教育審議会	粕屋町役場	会議
	25	小学校 運動会	各学校	発表会
	27	5月定例教育委員会	粕屋町役場	教育委員会
	30	糟屋地区社会教育振興会総会	アザレアホール須恵	式典
	31	糟屋地区教委連絡協議会	リーセントホテル	研修会
6	1	町PTA連絡協議会総会	サンレイクかすや	式典
	2	生涯学習研修会	サンレイクかすや	研修会
	13	図書館協議会	粕屋フォーラム	会議
	21	6月定例教育委員会	粕屋町役場	教育委員会
	24	青少年問題協議会	サンレイクかすや	会議
	24	青少年育成町民の会合同会議	サンレイクかすや	会議
	27	学校教育説明会	粕屋町役場	研修会
	30	第 73 回糟屋郡民スポーツ大会 (水泳競技)	かすやドーム	行事
7	3	人権街頭啓発	町内 JR 駅	行事
	7	三本大会	サンレイクかすや	行事
	11	第 73 回糟屋郡民スポーツ大会粕屋 町結団式	サンレイクかすや	式典
	21	第 73 回糟屋郡民スポーツ大会 (陸上競技)	宇美町総合スポーツ 公園	行事
	23	粕屋地区人権連第 19 回定期大会	柚須文化センター	式典
	26	7月定例教育委員会	粕屋町役場	教育委員会
	28	第 73 回糟屋郡民スポーツ大会 (水泳・陸上競技以外)	糟屋郡内	行事
	30	第4回粕屋町史跡等整備検討委員会	粕屋フォーラム	会議
8	23	8月定例教育委員会	粕屋町役場	教育委員会

月	日	用件	用務先	分類
	24	解放同盟第 49 回表粕屋地協大会	上大隈公民会館	式典
	24	第 47 回糟屋地区人権連夏期講演会	サンレイクかすや	研修会
9	21	2024 年度人権同和問題啓発講演会	サンレイクかすや	研修会
	21 22	第 67 回福岡県民スポーツ大会	福岡地区	行事
	24	9月定例教育委員会	粕屋町役場	教育委員会
	26	第2回教育支援委員会	粕屋町役場	会議
10	3	教育委員等人権研修会兼学校教育・社会教育担当部課長等人権研修会	オンライン開催	研修会
	6	第 63 回粕屋町民運動会	粕屋東中学校	行事
	10	第3回教育支援委員会	粕屋町役場	会議
	12	よさこい祭り	かすやドーム等	行事
	13	よさこい祭り	かすやドーム等	行事
	18	第 40 回粕屋町チャリティーゴルフ大会	久山カントリー倶楽部	行事
	20	第 48 回小学生ソフトボール大会	粕屋東中学校	行事
	22	仲原幼稚園・中央幼稚園運動会	かすやドーム	発表会
	23	大川幼稚園運動会	大川幼稚園	発表会
	23	第 52 回糟屋地区美術展～10/29 表彰式 10/27	志免町町民体育館	行事
	24	第4回教育支援委員会	粕屋町役場	会議
	25	西幼稚園運動会	西幼稚園	発表会
	30	10月定例教育委員会	粕屋町役場	教育委員会
	31	粕屋東中学校研究発表会	粕屋東中学校	発表会
11	1	糟屋地区教育委員全員研修会	リーパス古賀	研修会
	2	第 52 回粕屋町文化祭～11/3	サンレイクかすや	行事
	7	第5回教育支援委員会	粕屋町役場	会議
	9	粕屋町教育の日	各学校	行事
	9	仲原小学校創立 150 周年記念式典	仲原小学校	行事
	11	粕屋町史跡等整備検討委員会	粕屋町フォーラム	会議
	17	第 25 回小学生フットベースボール大会	粕屋東中学校	行事
	17	第 11 回福岡県市町村対抗駅伝大会	筑後市	行事
	21	第6回教育支援委員会	サンレイクかすや	研修会
	23	第 46 回福岡県人権問題研究集会	サンレイクかすや	研修会
	24	福岡 I ブロック芸術文化のつどい	サンレイクかすや	行事
	27	11 月定例教育委員会	粕屋町役場	教育委員会

月	日	用件	用務先	分類
12	4	人権週間 街頭啓発	町内スーパー4ヶ所	行事
	8	人権を尊重する町民のつどい	サンレイクかすや	行事
	18	12 月定例教育委員会	仲原小学校	教育委員会
1	10	教育支援委員会(小委員会)	粕屋町役場	会議
	11	第 28 回粕屋町ジュニア卓球大会・講習会	かすやドーム	行事
	12	成人 20 歳のつどい	サンレイクかすや	式典
	19	第 37 回粕屋町新春駅伝大会	駕与丁公園	行事
	21	1 月定例教育委員会	粕屋町役場	教育委員会
	29	第 6 回粕屋町史跡等整備検討委員会	粕屋フォーラム	会議
2	20	2 月定例教育委員会	粕屋町役場	教育委員会
	23	第 18 回粕屋町軽スポーツ大会	かすやドーム	行事
3	5	臨時教育委員会	粕屋町役場	教育委員会
	7	中学校卒業式	中学校 2 校	式典
	12	幼稚園 卒園式	幼稚園 2 園	式典
	13	幼稚園 卒園式	幼稚園 2 園	式典
	14	小学校 卒業式	小学校 4 校	式典
	21	3 月定例教育委員会	粕屋町役場	教育委員会
	31	教職員離任式	サンレイクかすや	式典
計				82 件

3 施策と取組状況及び評価

I これからの未来を力強く生きる子どもの育成

1. 確かな学力、心豊かなたくましい子どもを育む教育の充実

(1) 幼稚園教育の充実

幼稚園教育の今日的課題に対応するため、「子ども未来課」と連携して、就学前教育の在り方について検討する。

具体的施策	取組状況	評価
① 「豊かに表現する子どもを目指して」という主題についての保育研修の充実	園内研修で、保育を参観した後に指導助言を行い、「豊かに表現する子ども」を育成するために各園が設定した手立てについて共通理解を図った。各園の幼児に応じた保育が展開されるよう研修に取り組んでいる。	4
② 豊かな心を育むための、ボランティア等の活用による読み聞かせ活動の充実	定期的な読書ボランティアの読み聞かせ活動を実施したり、時間を拡大しての読み聞かせスペシャルを行ったりした。	4
③ 教職員の防犯・防災に関する意識の向上とその徹底	園長会における指導に加え、事案発生時の初期対応・事後対応について共通確認を行い、意識向上を図った。	4
④ 「個別の教育支援計画・個別の指導計画」の作成と活用による、支援を要する園児への適切な指導の推進	8月の町内研修において、幼児の実態に応じた支援について、共通理解を図った。また、園内研修の指導助言の際に、個に応じた支援を考える時間を設定し、支援を共有した。 - 各園での研修において個別の教育支援計画のかき方について研修を行い、幼小の適切な接続に対する助言を行った。 - 教育支援委員会後、保護者への発達検査の情報開示面談において、検査の概要に加え、幼児の課題に対する支援の在り方についての相談を受けたり助言を行ったりした。	3

⑤ 幼保小の連携充実	・ 年度末の保幼小連絡会において、令和6年度の行事や園児の様子について共通理解を行った。また、「ふくおか就学サポートノート」の引継シートを用いて共通理解を図るよう推進した。 ・ 2つの町立幼稚園（中央幼稚園、仲原幼稚園）の園児募集を中止し、継続する町立幼稚園の魅力アップと特性を高める研修を行う。 ・ 教育支援事業説明会について、令和7年度入学予定在籍園に案内を出し、欠席した園については資料を郵送し、情報の周知を徹底した。	3
------------	--	---

（２） 確かな学力の育成

「基礎的・基本的な知識や技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学ぶ態度、人間性」の資質・能力の育成を図り、子ども一人ひとりに生きる力を確実に育む。

具体的施策	取組状況	評価
① 学力向上検証委員会の開催	・ 町の学力向上検証委員会では、小中学校の学力向上コーディネーターを対象に、9月始まりの学力向上プランについて共通理解を図り、各校の実態に応じた学力向上ロードマップについて、研修を深めた。 ・ 全国学力・学習状況調査は小・中学校全ての学校が、全国及び福岡県の平均以上の正答率であった（国語、算数・数学）。	3
② 学習指導の改善	・ 各校の校内研修に参加し、各校が取り組んだ学習指導について、指導助言を行った。また、副校長・教頭研修会や教務担当者研修会で教科の指導と生徒指導の一体化を視点とした学習指導の工夫について、共有の場を設定した。学習指導方法を改善しながら教育課程通りの実施ができた。 ・ 研究発表校への参加体制として、全町内の教職員が参加し、学習指導に関して一同に研修する機会とする必要がある。	3

③ 家庭学習の充実	・ 全ての小中学校でホームページやデジタル連絡ツールであるスクリレ、一人一台端末の活用が日常化し、家庭との連携が強化された。ホームページには学校での教育活動や学習に関する情報等、各学校の状況に応じた家庭学習の内容が掲載された。 ・ 令和4年度から町で統一して購入した個別学習ドリルであるアプリ「ドリルパーク」を家庭学習に活用することが ・ 子ども達が自主的・計画的に家庭学習に取り組み、習慣化を図るための工夫が必要である。	3
④ 補充学習の充実	・ 放課後や昼休み等の時間を使ったり、家庭学習と連携したりして、各校、工夫ある補充学習を実施した。	3

(3) 豊かな心の育成

他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」の育成に努める。

具体的施策	取組状況	評価
① 道徳教育の充実	・ 小中学校共に道徳科の学習を要とし、他教科・他領域との関連を図りながら「考える道徳」「議論する道徳」を意識して、教科書を用いた授業を計画的に行った。また、差別の防止や自殺防止の対応について年間通して指導するように働きかけた。	4
② 人間関係を醸成する日常的活動の継続	・ 各教科における「主体的・対話的な学び」や「友達同士で認め合う活動」を通して、学級の支持的風土の育成に取り組んだ。 ・ 児童生徒、教師、保護者、地域間の信頼関係の構築のために各学校のホームページやスクリレで学校からの通信や日常の様子について発信した。 ・ 全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙において、その意識が高い。	4

③ 心を込めた「挨拶、掃除」の徹底	学校の創意工夫のある取組の徹底が進められるとともに、町内全ての学校においても取組の浸透が進んだ。また、中学生が小学校に出向く挨拶運動等の小中連携した取組が行われ、各学校において挨拶の日常化の取組を強化した。	4
④ 読書活動の推進	- 第4次粕屋町子ども読書活動推進計画に基づいて、読書の機会を積極的に提供し、読書活動のより一層の推進と定着を図った。 - 司書教諭や学校司書を中心とした啓発、読書ボランティアや保護者の協力による読み聞かせやブックトークなどを、日常的に行うことができた。令和6年度は小学生が27名、中学生8名が対象となった。	4
⑤ 善行表彰制度を活用した道徳的実践力の育成	各学校からの推薦を受けた児童・生徒に対する表彰を行うことができた。町内各校において、表彰の主旨が浸透している。令和6年度は小学生が27名、中学生8名が対象となった。	4

(4) 健やかな体の育成

学校安全や食に関する指導及び体育・スポーツ活動の充実を図り、子どもの体力向上や運動習慣の育成を推進する。

具体的施策	取組状況	評価
① 体力向上プランに基づく体力向上の推進	小中学校では、体力向上プランに基づき、日常的な体力アップの取組を計画・実施することで体力向上の推進ができた。今後も、運動量の確保や外遊びの在り方について児童生徒の意識向上と取組の改善が必要である。	3
② 福岡県教育委員会主管事業の活用	小中学校において「子どもの体力向上広場」サイトを活用した取組を行った。ルールや種目、時期を工夫しながら1校1取組を実施した。	3

③ 給食センターとの連携による食育の推進	・ 「献立表」、「給食だより」を通じて保護者及び児童生徒へ食についての情報を提供した。また、学校においては、地産地消・食育に関する動画や放送原稿を作成し、給食時間に放送してもらうことで、献立や食に関する情報を周知することができた。 ・ 給食センター栄養教諭・栄養士が、各小学校1年生、4年生及び6年生の給食時間に訪問し、学校給食を中心とした食育について指導を行った。 ・ 社会科見学の一環として、10月に粕屋中央小学校2年生の施設見学を受け入れた。また、1月に仲原小学校2年生、粕屋西小学校4年生を対象としたリモートによる見学会を実施した。調理状況の見学及び児童による質問に回答する等対応した。 ・ 11月に大川小学校で開催された保護者試食会の支援を行った。 ・ 給食センターで7月に親子料理教室を開催し、献立や調理について学び、体験する場を提供できた。 ・ 9月に粕屋東中学校の職場体験生を受け入れ、職業体験を実施した。 ・ 給食センターへの訪問や栄養教諭の積極的活用が見られた。	4
④ 安全指導の充実	・ 年度当初に粕屋町立小中学校危機管理マニュアルや町のハザードマップについて共通理解を図り、学校安全の充実を指導した。 ・ 避難訓練は、オンラインや全校放送、DVD視聴、学級指導等、様々な方法を取りながら実施することで、有事の際の避難方法や経路について状況に応じた避難の仕方を学習した。 ・ 定期的に避難訓練を行ったり、浸水区域においては、避難確認計画を策定したりと、児童の安全を確保する運営を進めることができた。 ・ 今後も、近隣の「放課後子ども教室」事業の資料を収集し、粕屋町の取組を進める必要がある。	4

(5) 特別支援教育の充実

障がいのある幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行い、特別支援教育の充実を図る。

具体的施策	取組状況	評価
① 特別支援教育推進体制の整備	・ 小中学校において、特別支援教育コーディネーターが中心となった学習指導の充実や生活への適応指導等の充実を図られた。 ・ 年2回の特別支援教育コーディネーター連絡会において小中連携の充実を図った。今後は学校支援員も対象とした特別支援教育に関する研修会を開催し、特別支援教育への理解を深めていく必要がある。 ・ 教育支援委員会の仕組みについて共通理解を図るために、各種資料の改善、就学前の幼保への案内の徹底、情報開示面談の内容の工夫、就学対象になる障がいの種類や程度の周知を行った。	4
② 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成	・ 特別支援学級在籍、通級指導対象者に加え、通常学級における支援を要する子の計画も作成を進めた。 ・ 個別の教育支援計画を幼稚園から小学校に引き継ぐことで、長期的な視点で一貫した的確な教育的支援が行えるようにした。	4
③ 発達障がい児等教育継続支援事業の積極的活用	・ 巡回相談事業の活用とともに、必要に応じて町のスクールカウンセラーによる相談及び指導主事による校内研修等を行った。	4
④ 教育支援の充実	・ 小学校新入学児108名、小中学校在籍児童生徒80名、計188名について就学に関する判定を実施し、適切な就学先について協議・決定した。 ・ 各校においてタブレットを活用した授業を推進することで、学びの個別最適化に努めた。 ・ 生活指導面での教育的支援をさらに充実させ、問題行動を減らす工夫が必要である。	3

(6) 青少年の健全育成

次の世代を担い、町の発展のために寄与することができる青少年の健全育成に努める。

具体的施策	取組状況	評価
① 粕屋町青少年問題協議会とPTA等が連携した青少年の健全育成	・ 青少年問題協議会と青少年育成町民の会の合同会議を開催した。 ・ 青少年の指導巡回に資するため、粕屋警察署の協力のもと、青少年指導員研修会を実施した。行政区や各種団体の協力により、青少年の指導巡回を実施した。 ・ 家庭教育の充実を図るため、町内各幼稚園、小学校、中学校においてPTAなどが主体となって、家庭教育学級の取組を進めた。 ・ PTAの組織が見直され、現在、各学校で再編されている。	3
② 地域における青少年活動の支援	・ 地域活動指導員研修会に3回参加した。 ・ 子ども会育成会連絡協議会への支援と各種研修会・大会等への参加支援を行った。	3
③ ブリッジサマーキャンプ事業ホームステイ等の国際性を育む事業の支援	・ ブリッジサマーキャンプ事業ホームステイを実施した。(7月) ・ 一般受け入れ家庭の減少が課題である。	3
④ 公民館活動の支援強化	・ 各公民館の自治活動に対する支援を実施した。 ・ 分館役員会議を実施した。 ・ 23分館の施設維持、改善について支援を実施した。 ・ 公民館等を利用した寺子屋事業は、5分館で実施した。	3

2. コミュニケーション力を高める教育活動の充実

(1) 自尊感情を高める授業の充実

授業における子ども同士の交流を大切にし、特別の教科道徳（以下「道徳科」）を要として、自尊感情を高めていく。

具体的施策	取組状況	評価
① 自尊感情を高める授業の充実	各教科や道徳科において、ペア交流や全体交流を仕組み、互いの考えを尊重し、認め合い、高め合うような場を設定することで、自尊感情を高めることができた。また、運動会や修学旅行、校外学習や実験、実習等の体験的な学習を設定したことは、個々のよさを発揮できる場面となった。	3

(2) 国際化を意識したコミュニケーション力の向上

コミュニケーション力を高めるための対話的な授業や、外国語で積極的にコミュニケーションを図ることができるように努める。

具体的施策	取組状況	評価
① 国際化を意識したコミュニケーション力の向上	- 児童、生徒に英語でのコミュニケーションの楽しさを実感させるために、小中学校にALTを配置し、さらに小学校には外国語専科を配置することで、専門的な外国語コミュニケーションを指導できる体制とした。 - 小学校において、英検ESGテストを実施できるようにし、中学校への橋渡しとして児童の自律的な学びを支援できるようにした。 - 学校運営協議会を通して英語活動ボランティア支援員の募集を始めた。 - 英語検定の受検を支援するために、受検する児童生徒に、町で半額の費用を補助した。	3

3. 教育環境の整備・充実

(1) いじめや不登校対策の充実

いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の未然防止や早期対応に向け、きめ細やかな指導や支援ができるよう生徒指導体制の充実を図る。

具体的施策	取組状況	評価
① 粕屋町いじめ防止基本方針に基づく、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の充実	- 粕屋町いじめ防止基本方針をもとに、いじめ問題対策連絡協議会を中心に様々な機関と連携を図った。また、各学校で作成されたいじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題に対する組織的・計画的な取組が推進された。未然防止のために、日常の言動観察に加え、アンケートや個人面談などを実施した。早期発見、早期対応のために、学年間での共通理解や管理職への報告のための体制づくりができた。 - 町主催の生徒指導担当者連絡会において、発達支持的生徒指導を生かしたいじめ防止、各校における組織的な対応の必要性を指導した。 - 生徒指導上の課題について、学校が組織として解決に向けて機能するよう、体制づくりと「報告・連絡・相談」の徹底を指導した。	4
② 不登校未然防止と減少に向けた取組の充実	- 不登校児童生徒の増加を受け、生徒指導担当者連絡会で不登校対応マンツーマン個票の書き方を確認し、目標や週毎の支援を明確にして教職員全体で取り組むことを担当者へ周知した。さらに、個票の小中学校間での引継ぎを確実にした。 - 各学校で Q-U テストを年 2 回実施し、児童生徒の生活満足度や集団における承認度等を把握して、不登校を未然に防ぐ取組に活用できるようにした。 - 各学校の HP やスクリレを活用することで、学校や宿泊行事の様子について、より詳細な情報を保護者へ伝えた。 「アクション 3」や文部科学省が示す「COCOLO プラン」の徹底を行うことで、未然防止、早期発見、継続的な支援と児童生徒に応じた関わり方ができた。	3

	- 各校でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を通じ、不登校児童生徒やその家庭への支援を行ってきた。また、教育相談室「ぽると」は町内のNPO法人と連携した家庭支援も行った。 - 児童生徒や保護者、教育相談室「ぽると」と学校との連携を図りながら給食チャレンジを適宜行い、児童生徒の居場所作りに努めた。	
--	--	--

(2) 教育環境の整備

快適で安全に学習できる教育環境の整備と教育関連施設及び充実に努める。

具体的施策	取組状況	評価
① GIGAスクール構想の実現	- ICT支援員を4名配置し、月に3回程各小中学校を巡回して、授業支援や環境整備等を継続して行った。 「ドリルパーク」を小中学校共通で購入し、復習や家庭学習で活用した。 - ICT端末の家庭持ち帰りを推進することで、個に応じた学びや出席停止の児童への学びの継続ができるようにした。 - 粕屋町ICT利活用推進担当者会を通して、各校の推進状況や課題を共通理解して、改善に努めていく。 - 道徳科においても効果的な活用をし、考え議論する道徳の充実を図る。	4

Ⅱ 学校と地域が連携し健全な子どもの育成

1 学校と保護者・地域との連携

家庭や地域との連携・協力による学校づくりを進めるとともに、保護者や住民の意向を学校運営に反映させるシステムを構築する。

具体的施策	取組状況	評価
(1) 学校評価システムの構築	- 自己評価アンケート等をICTで実施することで、様々な視点から学校を評価することができた。また、携帯電話から入力できることで、評価者からの様々な記述意見が集まった。 - 学校運営協議会を学期に一度実施することで、各学校の取組について、委員と共通理解を図る場になった。学校評価がより充実した。	4

(2) 教育支援に係る連携	・ 要保護児童対策地域協議会（年間6回）に、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、指導主事が参加し、粕屋町の子ども未来課、こども家庭センター、健康づくり課、介護福祉課に加え、児童相談所や警察関係等と連携しながら、学校ができる支援を見いだせるように、協議を行った。 ・ 子ども未来課が各学校を定期的に巡回して得た家庭の状況等の情報や学校から上がってきた情報を把握し、対応をより強化した。	4
(3) 児童生徒の通学時の安全確保	・ 端末を活用した粕屋町子ども見守りサービスを協働のまちづくり課と連携して導入した。 ・ 粕屋町通学路交通安全プログラムに基づき、9月に警察、福岡県及び粕屋町の各関係機関が合同で危険箇所の把握と対応について協議した。	3

2 信頼される学校づくり

教職員及び会計年度任用職員、臨時職員の使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修を実施し、教育者としての資質向上を図る。

具体的施策	取組状況	評価
(1) 家庭や地域の参画を促す『開かれた学校づくり』の推進	・ 11月の第2土曜日の「粕屋町教育の日」や学期に数回、保護者参加の学習や学校行事等を実施した。 ・ H Pやスクリレで、学校の情報を発信するなど、『開かれた学校づくり』のデジタル化が定着した。 ・ 仲原小学校創立150周年記念行事を行うことで、「教育の意義」について、再考する機会となった。	4

(2) 教職員研修の充実とサービスの適正化	・ 授業研修の指導助言で「令和の日本型学校教育」を基に指導することで、主体的・対話的・深い学びが推進された。 ・ 粕屋東中学校の研究発表会を町内の教職員を全員参加にしたことで、研究内容を町内の教員に周知した。 ・ 粕屋町教職員の働き方改革指針策定により、各学校で教職員が児童生徒に向き合う時間を確保できるカリキュラムの工夫があった。 ・ 不祥事防止（飲酒運転・体罰・猥褻行為・公金横領・情報漏洩）や綱紀粛正のために、年度当初の校長会を通して、粕屋町全職員、個々への文書による指導を行い、年間通して校内での研修を継続した。 ・ 働き方改革として、タイムカード、留守番電話の設置、朝の出欠確認のスクリレの活用などを行うことで、超過勤務の縮減を図ることができた。 ・ 民間主催の研修会に参加し、自主研修の充実を図った。	3
(3) 学校における保護者との連携の取組	・ 町内一斉の学習参観や「粕屋町教育の日」を実施し、学校の様子を保護者に公開できた。 ・ 行事の様子や学級閉鎖のお知らせなど、学校のホームページやスクリレを通して行うことで、保護者に即効性のある情報を伝えることができた。	3
(4) 教育長を中心とした教育委員会の機能の強化	・ 毎月の定例会で計画的な情報の提供、共有がなされ、教育委員による適切な協議がなされた。 ・ 粕屋東中学校の訪問を行い、各学校の様子について協議がなされた。また、工事現場の現地視察も行うことで、校舎の新築や施設改築への共通理解を図ることができた。 ・ 会議の議事録を作成し、HPに公表することができた。	3

3 指導者の育成と学ぶ機会の提供

高齢者の知識や経験を生かし、学習支援を行うことで、異年齢等の多様な交流の機会を創出する。

具体的施策	取組状況	評価
(1) 高齢者の知識や経験を生かした学習支援	・ 高齢者をゲストティーチャーとして招いた学習は一部の学校で実施できた。	3

Ⅲ 生涯にわたって、心身健康な生活が送れる社会の構築

1 生涯学べる環境づくり

生涯学び活動する生涯学習の活性化と町民のニーズに応じた学習機会の創出を図る。

具体的施策	取組状況	評価
(1) 社会教育委員を中心とした事業の活性化と研究	・ 定例会を 12 回研修会を 2 回開催し、寺子屋事業の充実と地域学校協働活動の推進を図った。 ・ 福岡ブロック社会教育委員研修会や九州ブロック社会教育研究大会に参加し、委員研修を図った。 ・ 生涯学習研修会では、各種団体を対象に社会教育計画の説明や講演会を実施し、生涯学習について意識高揚を図った。 ・ 地域学校協働活動を実現するため、学校運営協議会に参画した。	3
(2) 「サンレイクかすや」の機能充実	・ 開館 20 周年を記念し、「七夕ライトアップ&七夕コンサート」、「海上自衛隊佐世保音楽隊ふれあいコンサート」、「NHK おかあさんといっしょ 宅配便【ファンターネ！小劇場】」、「精華女子高等学校吹奏楽部コンサート」を開催した。自主講座については 18 事業を実施した。 ・ 安心、安全に利用していただくため、施設全体の維持管理に努めると共に、不良箇所の改善を行った。 ・ テニスコートや舞台設備の改修工事を行い、センター利用者が快適に使用できるよう改善した。	4
(3) 「粕屋フォーラム」の機能充実	・ 大人の朗読会（年 3 回）や、定例おはなし会（年代別 各週 1 回）及びおはなし会スペシャル、工作教室（各 2 回）を開催し、親しみやすく利用しやすい運営に努めた。 ・ 毎月 2 回、町内 2 か所の地域貸出により、自宅が図書館から遠い方の利用を促進した。 ・ 3 歳児ブックスタートで絵本をプレゼントし、図書館カード登録を勧め、親子の読書習慣づくりを推進した（毎月 2 回）。 ・ 本の福袋事業、絵本作家を招いての講演会の実施などにより、読書啓発に努めた。	3

	・ 来館不要で電子図書が利用できる広域電子図書館サービス（大野城市・志免町・新宮町との共同運営）を開始した。 ・ 読書ボランティア養成のため、講座を開催した。 ・ 一般向けシネマ上映会 2 回、こどもシネマ 2 回実施。 ・ 図書館と歴史資料館共催による夏季企画展を開催したほか、歴史資料館が企画して、小学生版画体験教室（4 回）、歴史講座（4 回）、古文書解読講座（毎月 2 回）を実施した。	
(4)「かすやドーム」の機能充実	・ 大規模改造工事が終了し、4 月からプールを含めた施設が全館開館した。 ・ メインアリーナの負荷の大きい床部分の劣化改修と同時にアリーナ全面を研磨、塗布を行い利用者の利便性向上や事故未然防止に努めた。 ・ 大規模改造工事の影響や各種教室等の情報について、ホームページや広報紙及び館内の張り紙等によって分かりやすく的確な情報発信に努めた。	4

2 生涯スポーツ・文化芸術の推進

生涯にわたり健康で活力のある生活を送るため、スポーツ施設の充実や環境づくりと豊かな感性を育む文化芸術を推進する。

具体的施策	取組状況	評価
(1) 町内スポーツ施設の利用促進	・ 各種グラウンドやテニスコートのナイター開放、小・中学校体育館の利用開放を行った。	3
(2) スポーツ推進委員会を中心とした事業の活性化	・ 定例会を 11 回開催した。（令和 5 年度 10 回実施） ・ 中部地区スポーツ推進委員研修会、福岡県スポーツ推進委員研修大会にそれぞれ参加した。 ・ 糟屋地区スポーツ推進委員代表者会へ 2 回出席し、今後の推進委員の活動内容について協議を実施した。 ・ スポーツ推進委員派遣を 3 団体（駕輿丁区、粕屋町シニアクラブ連合会、空と海の会）で実施した。（令和 5 年度 1 団体） ・ 次年度のスポーツ行事検討会に出席し、町の行事について助言を行った。	3

	・ 粕屋町民運動会を実施した。(10月6日) ・ 軽スポーツを普及するため行政区対象の軽スポーツ研修会を実施した。(5月19日) ・ 九州地区スポーツ推進委員研究大会に参加した。(1月25・26日) ・ 粕屋町軽スポーツ大会を実施した。(2月23日)	
(3) 町主催スポーツ行事等の開催と町民の参加促進	・ 第73回糟屋郡民スポーツ大会 水泳競技(6月30日) ・ 第73回糟屋郡民スポーツ大会結団式(7月11日) ・ 第73回糟屋郡民スポーツ大会 陸上競技(7月21日) ・ 第73回糟屋郡民スポーツ大会(7月28日) ・ 第67回福岡県民スポーツ大会秋季大会(9月21日・22日) ・ 第63回粕屋町民運動会(10月6日) ・ 第48回小学生ソフトボール大会(10月19日) ・ 第25回小学生フットベースボール大会(11月17日) ・ 第11回福岡県市町村対抗「福岡駅伝」(11月17日) ・ 第18回粕屋町軽スポーツ大会(2月23日) ・ 次年度の行事に資するため、令和7年度の行事検討会を開催した。(1月9日)	4
(4) 各スポーツ団体との連絡調整・ジュニアスポーツの指導体制の充実	・ 社会体育団体(ジュニア団体69団体・一般団体76団体)の登録を実施した。 ・ スポーツ指導者研修会を実施した。(4月18日)	3
(5) 文化芸術活動の推進	・ 第52回粕屋町文化祭を開催した。 ・ 第52回糟屋地区美術展(10月23日～29日)、福岡Iブロック芸術文化のつどい(10月24日)の支援を実施した。	3

3 共生社会の創生にむけて

生涯学習やスポーツ・文化芸術における活動を支援し、その知識や技能を地域に還元する場や機会により共生社会の創生を図る。

具体的施策	取組状況	評価
(1) 町民の様々な活動支援	・ 人材バンクを通じた人材派遣事業を、かすやこども館、町立図書館、地域の公民館等（計 36 回派遣）で実施した。 ・ スポーツ大会出場に際し、ジュニア個人 12 件、一般 18 件、ジュニア団体 1 件、一般団体 1 件の助成を実施した。 ・ スポーツ大会補助金要綱（令和 3 年 4 月 1 日制定）に基づき、5 件の大会に補助を実施した。（令和 5 年度は 4 件） ①粕屋町親善バレーボール大会（5 月 3 日～5 日） ②粕屋町少年剣道大会（9 月 8 日） ③粕屋町ソフトテニス大会（9 月 8 日・11 月 10 日） ④粕屋町民卓球大会（11 月 3 日） ⑤新春駅伝大会（1 月 19 日）	3

IV 郷土の歴史や、伝統・文化を尊重し、継承する社会の実現

1 歴史や文化を継承する地域づくり

歴史的に重要な指定文化財の保護・保全と町民が郷土の歴史や文化に関心を持ち、次世代へ継承する意識の高揚を図る。

具体的施策	取組状況	評価
(1) 地域開発に伴う埋蔵文化財の発掘とその保存活用の推進	・ 阿恵官衙遺跡の一部区域が国史跡に追加指定された。（10 月 11 日） ・ 阿恵官衙遺跡整備基本計画を策定した。 ・ 阿恵官衙遺跡の確認調査、阿恵古屋敷遺跡第 3 地点と江辻遺跡第 10 地点の発掘調査を実施した。 ・ 現地説明会、歴史資料館の展示を通して発掘調査成果の公開・活用に努めた。 ・ 学校と連携して発掘体験授業を行い、地域の歴史について子どもたちの理解が深まるよう努めた。	4

(2)文化財保護委員会を中心とした文化財調査とその保存活用	・ 町指定樹木の保護育成のため、3件の補助を実施した。(ゴヨウマツ：個人宅、フジ：熊野神社、クスノキ：志賀神社)	3
-------------------------------	--	---

2 スポーツ・文化施設等の整備の推進

町民が安心・安全に活用できる施設設備の点検と保守に努め、リピーターの期待に応える施設の充実を図る。

具体的施策	取組状況	評価
(1) 町内スポーツ・文化施設等の整備促進	- 安心して利用していただくため施設全体の維持改善、保守点検に努めた。 - 公共施設予約システムを開始した。	3

V 人権と平和を尊重する意思と実践力の高揚を図る地域社会の確立

1 人権意識の高揚

町民一人ひとりが互いに認め合い、個性と能力を十分に発揮できる街の実現をめざし、学校・家庭・地域など、人権教育や啓発活動を行い、人権意識を高める。また、社会のあらゆる差別の解消に向け、学校教育、社会教育の充実を図る。

具体的施策	取組状況	評価
(1) 学校における人権教育の推進人権意識の高揚	- 小中学校で人権教育推進の組織を確立すると共に、教科学習や総合的な学習、道徳、特別活動等において、伝え合い認め合う学習活動を重視した。 - 粕屋町学校・園人権教育研究会では、学人研夏季学習会でスクールロイヤーが講演し、児童生徒及び教師の人権について共通理解を図った。また、各学校の取組を冊子にまとめ、全小中学校で共有した。	4

(2) 社会教育における人権教育の推進

粕屋町民全体の人権教育推進のための取組を推進するとともに、学校教育との連携を図る。

具体的施策	取組状況	評価
①人権教育の推進	- 職員の資質向上のため、各人権研修会に参加した。 - 行政区における人権教育研修会を支援し、24行政区で実施された。また、人権問題やLGBTに関する講演会や研修会に積極的に参加した。	4

②人権教育の具体的な取組	・ 人権擁護委員では、定例会を 12 回実施すると共に人権相談は、年間 12 回相談日を設けた。 ・ 粕屋西小学校の 3 年生と共に「人権の花ひまわり運動」を実施した。 ・ 人権問題啓発月間、週間で以下のような取組を行った。 ① 街頭啓発の実施（7 月、12 月） ② 三本大会（青少年育成町民の会・人権問題啓発強調月間・社会を明るくする運動強調月間）の開催（7 月） ③ 「人権を尊重する町民の集い」の開催（12 月） ④ 人権啓発冊子「わかくさ」の町内小中学校と全戸配布を実施した。（3 月） ・ 性の多様性について正しい理解と認識を深め、性的少数者の人も安心して幸せに生活できるよう「粕屋町パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の周知に努めた。	4
--------------	---	---

2 平和の理念の普及

「戦争の記憶」を継承し、平和教育や平和への啓発活動を継続的に行い、平和の尊さや戦争の悲惨さを風化させないように、恒久平和の理念を普及に取り組む。

具体的施策	取組状況	評価
(1) 学校における平和教育の推進	・ 小学校 6 年生は長崎への修学旅行を通して、事前の調べ学習、現地でのフィールドワーク、事後の表現活動を行うことで、主体的に、平和学習を行った。	4

粕屋町教育委員会の点検及び評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号第27条）の規定に基づき、粕屋町教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、町民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1)点検：個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2)評価：個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「粕屋町教育行政の施策要綱」で定める主要施策とする。

(点検及び評価の実施)

第4条

- 1 点検及び評価は、前年度の「粕屋町教育行政の施策要綱」で定める主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- 2 点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 委員会は、施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有するものの意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会は、点検及び評価を行ったときは、その結果を取りまとめた報告書を作成し、粕屋町議会へ提出するとともに、町民に公表するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に規定するものの他、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則 この要綱は、平成21年3月1日から施行する。